議案第49号

箱根町職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例の制定に ついて

箱根町職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 27 年 8 月 28 日提出

箱根町長 山 口 昇 士

(提案理由)

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する 法律(平成24年法律第63号)が平成24年8月22日に公布され、平成27年10 月1日から施行されること等により、現行条例の一部を改正する必要があるの で、本条例案を提出するものである。

箱根町職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例

箱根町職員の再任用に関する条例(平成 12 年箱根町条例第 29 号)の一部を次のように改正する。

第1条中「附則第2条」を「附則第2項」に改める。

附則第2項中、「地方公務員等共済組合法(昭和37年法第152号)附則第18条の2第1項第1号」を「厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)附則第7条の3第1項第4号」に改める。

附則

この条例は、平成27年10月1日から施行する。